

提案：主題の趣旨について

新保守主義の教育改革：その歴史的評価をめぐって

鈴木 慎一（日英教育研究フォーラム代表、早稲田大学）

(1)

ハロルド・シルヴァーとジョン・ローソンが書いた『イングランドにおける教育の社会史』（*A Social History of Education in England*, Methuen, 1973）をみると、ジェームズ・L・ヒューズの『フレーベルの教育法則』（*Froebel's Educational Law*, New York, 1897）から「ヘルバルトは子どもに何をしてやったら最もよいかを知るために子どもを研究し、フレーベルは子どもが自ら発達していくのをどう助ければよいかを知るために子どもを研究した。ヘルバルトは教師の仕事を拡大して見せ、フレーベルは子どもを拡大してみせた。」という文言を引用します。そしてその後で、「1880年代には、それまでよりは合理的で科学的な方法が用いられるようになり、正しいと思われる幼稚園の教育原理が一般の教授活動にも取り入れられ始めていた。しかし、そういう方法は往々にして形式に墮し、1890年代になると、フレーベル方式を行き過ぎるほど用いることに対しては深刻な警戒の声が聞かれ始めた。」と述べ、バーネットを引いて、「フレーベルは教師であって官僚ではない。」（Barnett, P.A., *Common Sense in Education and Teaching*, London, 1906, p.77.）と結び、当時の様子を多少皮肉に描き出しています。

幼児教育の新しい学校が20世紀の始めにデューイやモンテッソーリの主張に沿って作り出されるようになると、そこではフレーベルの考えを機械的に応用することから子どもをむしろ解放する努力がなされます。つまり、“完成されるものへと向かう成長”という目標設定の思想から、成長発達それ自体を目的とする思想への教育の解放です。イギリスがその影響を受けるのはずっと後のことですが、フレーベル原理の機械的応用に対してすでに19世紀の90年代から批判の声が上がっていたことに興味を引かれます。

1890年代はイギリスの進歩主義的教育が萌芽的形態ながら胎動し始めた時期で、教科の数が増え、工作や体操、ゲームやドリルがすべての教育段階に導入され、出来高払いの原則が少しずつ基礎学校から拭いとられ始め、幼児学校（学級）の新しい方法が上級の教育にも影響を持ち始めました。工業技術や科学は科目として位置付けられただけではなく教育の方法としても新しい発想のコアをなすものになっていました。「仮に19世紀がイギリスの教育にとって“供給と構造”の時代であったとするなら、最後の10年間は教育がその“内容と方法と子どもを焦点とした”時期でした。」（シルヴァー、前掲書、p.357.）そ

のような新しい子ども理解と教育の筋道を新しく捉え直す動きは、個人と社会をめぐる論議と社会政策をめぐる論議において、それまでとは違った力点がおかれるようになったことを示しています。社会過程と国家とそこでの個人の解釈が新しくなって行くことと関連して、それは、一言でいえば自助の原理から社会的責任の原理への転換ということでした。

(2)

バトラー法には教育の意味を規定している条文があります。そこには、地域社会の道徳的・知的・精神的・身体的発達を図ることが地方公共団体の教育サービスを提供する趣旨であり義務であると書かれていました。レスター・スミスは、ペンギン叢書のなかの一冊で、ワーズワースを介して漸くイギリス人の心の變になじむことになったルソー的自然が、この教育法によってやっと教育の制度の中に実現されたと述べました。スクーリングが教育の目標とされた文化からのそれは大きな跳躍であったともいえます。

1988年教育改革法は、この教育目的規定を引き受けながら、その記述を次のように変えています。つまり「子どもと社会 (society) の道徳的・知的・文化的 (cultural)・精神的・身体的発達を図る」という文言に変わりました。加えて、「成熟した大人らしく暮らすために、その機会を活用し責任を果たすことができるように自らを備える」ことが教育の目的であると述べられています。地域社会 (community) から子どもと社会 (society) への変更と、文化的発達 (development は開発とも読めます) という要件の追加は何を意味するのでしょうか。昨年、東京大学教育学部の会議室で、日本カリキュラム学会と私たちのフォーラムその他の学会と協議会の開催で、メアリー・ジェームズさん (ケンブリッジ大学) を囲む会がありました。労働党政権の発足直後の講演会でもあり、いろいろと質問もでしたが、私もこのフレーズの変更のもつ意味を尋ねてみました。ご返事では、多文化社会に変わったイギリスの現実を見つめると、文化的な成熟の意味が変わりつつあること、経済社会は勿論、技術革新が続く社会的条件を考慮し、新しい相貌を示しつつある社会の要請に応えるためには、教育の意義が変わるだろうというのが、ジェームズさんの説明の要点であったと思います。

サッチャーさんが選挙の時にイギリスの人々に訴えた言葉の中には、随分激烈な言葉がありました。いわく、「この世の中から、社会主義・共産主義という言葉は抹殺しなければならない！」 事実、この政権の下では、内ロンドンというひとつの地方団体が解体され、旧特別市が代わってその役割を分担することになりました。長い間イギリス型民主主義の原型とされてきた地方自治について、それは不要だとする意見はすでに1960年代からイギリスにあります。イングランドを一つの行政単位としようという政策も日程に上がっていました。地域社会は社会へ再編成されようとしていたこととなります。そのとき、ネ

オリベラリズムの名で強調されたことは、自助と競争でしたが、転じるとそれは選ぶ自由となり、大量消費の形を取り始めた教育を“ブランド指向を経て更に個別化する方向”に向かわしめようとしていました。同時に、そのような教育政策は私的教育の自由を大幅に認めながら、公的教育を学習到達度というメジャーで効率的に制御しようとするものでした。新たに導入された一切の教育行政の原理群がこの点に収斂しようとしていっても、決して誇張ではないと思います。再び、“供給と構造”が論じられているように思います。

(3)

職業資格の制度的整理と学業資格の統合を図ろうとするイギリスの今日の試みは興味のある試みですが、その背景にある教育制度再編成の原理を的確に読み抜かないと、現象の持つ可能性と意味を取り違えることにもなりかねません。思い起こしてみると、Manpower Commission が設けられたころ、義務教育修了者の間に失業するものが増えていました。14歳から16歳までの青少年を対象とする職業教育について、労働体験と普通教育を総合する点については、労働党と保守党の間には大きな違いがありました。労働党は青少年全員に労働体験を持たせようと主張し、保守党は就労する予定者に限って予備的労働体験を持たせようとしていました。その違いは、中等教育が義務化され、どのような学校を開発するかを問われたとき、Common Secondary School を一個の指導理念として掲げた立場と、Public School を指導理念とする立場の間に生まれた違いに対応するものでした。問題の解決のしかたについて決定的な開きがあったことを今私たちは知っています。職業資格の制度的整備と学業資格の統合を図る政策選択について、果たして同じような傾向はないのでしょうか。

メアリー・ジェームズさんが日本を訪ねた年の暮れに、イギリスを訪れる機会があり、その時は古くから職業資格の認定をしてきたいくつかのギルドに足を運んでみました。尋ねたことは職業資格と進学資格との統合という政策課題に対して、そのような社会機関がどう対応しようとしているかということでした。どこでも美しくレイアウトされカラフルに印刷された案内書類が用意されていて、恰も機関相互間で熾烈に競争しているともいうべき雰囲気でした。人々が私を恰も一人のバイヤーでもあるかのように迎えたことは印象的でした。興味を引かれたことの一つは、いずれの訪問においても、日本への進出を関係する人々が真剣に考えていることでした。そのような場面で共通だったことは、英語の検定について日本の若者群を市場として眺めているということです。GCEを既にアジアとオセアニアに輸出済みであることを思えば、それは当然なのかも知れませんが、何故ともなく、ある種の汎アングロサクソニズムを感じていました。“英語の輸出・・・、支配的言語としてかつては植民地の人々に強制した「言葉」を「資格という名を持つ商品」へ転化し、再び海外へ持ち出す・・・、オリエンタリズムとは反転したブリティッシュ像

の強制・・・、等など”。それはともかく、この訪問を通して感じ取ったもう一つのこと
がわたしにとっては“新たな問題”となりました。それは、ギルドで仕事をしている人々
の間にある反アカデミズムです。就中、アンティオックスブリッジとでもいうべきメンタ
リティーが人々の意識の中に潜んでいるということです。丁寧に分析しなければなりません
が、ふと、“二つの国民”といった古いフレーズを思い出しました。

(4)

歴史家アイザイア・バーリンは、旧ソ連の解体を目の当たりにして、次のように述べた
といわれています。「一元性、普遍性、自由の合理主義という啓蒙の諸理想が崩壊した。
諸民族 (nations) が平和を維持するために欠かせない価値を相互にわかちあい、文化的
に自決することが大事だ。」と。メアリー・ジェームズさんの説明にある、新しい文化状
況に対応する教育という今日的課題は、なかなか重い課題だということです。その重い課
題について考えてみようとするとき、私は“Common”と“Public”、“soceity”と
“community”という二つの言葉のもつイメージの違いに興味を覚えますが、それは次
のような理由からです。

わたしたちの社会には、内と外とを峻別する機構と習慣があります。そこからすくなく
らぬ問題が湧出しています。例えば国籍問題がその典型です。もし、ひとりひとりの人権
を保障する機構を国家に求めず新しい空間に求めるとすれば、それはどのような空間でし
ょうか。地上の空間は分割されるが、国家中心主義でもなく民族中心主義でもない、新しい
原則によってその空間ができあがるとするとき、外部を作らず境界をつくるという発明が
そこにあるとするとき、それはどのような試みになるのだろうかと思案します。そのとき、
上に挙げた二つのペアになる観念が改めて意味をもってくると思えるからです。

イギリスは、1988年教育改革法を作り、宗教教育について改めてキリスト教によると明
示しました。背景には、イギリス文化の同一性を巡る論議が潜み、国教会と世俗的議会の
併存を確認する統治論が潜みます。それは、外部をつくらずに境界を作る試みといえるの
かどうか。注視しようと思います。“供給と構造”という多少とも古い枠組みを、そうい
う観点から新しく使い直してみようということになるのかもしれませんが。

今進んでいる制度改革について、労働党政権はどう対処するのでしょうか。いろいろ注
目すべき事柄が多いように思います。

今年度の研究大会では、イギリス教育の歴史的研究についてそれぞれに個性的な蓄積を
もつ日英二人の研究者を迎えて、これらの問題について討議を深めることができたことを
喜びたいと思います。また、個別研究の主題も、直接間接共通主題にかかわっておりまし
た。それぞれの詳細は以下掲載される各論文の通りです。